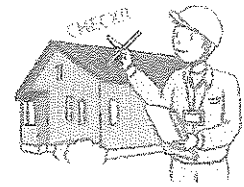


木造住宅耐震診断者派遣のご案内



東日本大震災をはじめ、予測困難な自然災害は私たちに大きな被害をもたらします。そこで、地震による建物倒壊等の危険を防止し、“安全で安心して暮らせるまちづくり”を推進するため、「木造住宅」の耐震診断を希望されるお宅へ調査員（技術者）を派遣いたします。

1. 耐震診断の流れ

- ・市町村が、住宅の所有者の求めに応じて耐震診断を行う技術者を派遣します。
- ・この技術者は県の木造住宅耐震診断業務講習会を受講した方となります。
- ・（一財）日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲載されている「一般診断法」により、地震に対する安全性を診断します。
- ・第三者の内容審査を経て診断結果が交付されます。

2. 募集戸数及び対象地域

募集戸数 2戸 対象地域 村内全域

3. 耐震診断の対象（（1）～（4）すべてに該当）

- （1）中島村に住所を有する所有者が自ら居住する住宅
- （2）昭和56年5月31日以前（昭和56年以前の旧耐震基準）に着工された戸建て木造住宅
- （3）在来軸組工法、伝統的工法、桝組壁工法により建築された木造3階建て以下の住宅
- （4）過去に耐震診断を受けていない住宅

4. 耐震診断の個人負担

木造住宅1戸当たり6,000円

5. 申込方法・問い合わせ先等

- （1）募集受付 令和8年6月1日（月） ～ 令和8年9月30日（水）

※募集戸数になり次第締め切ります。

- （2）必要書類及び申込方法

①「木造住宅耐震診断者派遣申込書」、②案内図、③平面図、④着工時期が確認できる資料（建築確認通知書の写し又は登記簿謄本の写し）、⑤村税等の滞納がないことが証明できる書類（納税証明書等）

- （3）問い合わせ先

中島村役場 建設課 ☎ 直通 0248-52-3484